○ 輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）の返納届出（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）

□ 輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）

□ 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

※ 当届出をした場合は、一時抹消登録証明書が交付されます。

○ 一時抹消登録後の所有者変更に係る申請

□ 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合は、一時抹消登録証明書　（何れの書類も提出できない場合は、不受理になります）

□ 譲渡証明書

□ 新所有者の住所を証する書面

□ 新所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

○ 自動車重量税還付申請

（使用済自動車の解体に係る永久抹消登録申請又は解体届出と同時申請）

□ 金融機関名、支店名、口座番号及び口座種類等の記入が必要となります。

□ 所有者の委任状（永久抹消登録申請の委任状と兼ねる場合は実印）

※ 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、別に委任状が必要となります。

□ 個人番号・法人番号

※本人確認を行う際、マイナンバーカードまたは通知カード、マイナンバーが記載された住民票が必要となります。また、代理人申請の場合は、代理人本人を確認する書類が必要となります。（運転免許証・健康保険証等）

4．番 号 変 更

□ 現車

□ 自動車検査証

□ 自動車登録番号標

□ 所有者の委任状（本人が申請する場合は不要）

※ 自動車検査証、自動車登録番号標を紛失している場合には、理由書が必要となります。

◎ 各申請には、定められた手数料が必要です。また、番号変更を伴う各種申請は、封印のため現車提示が必要となります。

くわしくは最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所へお問合せ下さい。

☆ ヘ ル プ デ ス ク（ 手続き案内 ）

青　森　運　輸　支　局：０５０－５５４０－２００８

八戸自動車検査登録事務所：０５０－５５４０－２００９